

会議結果報告書

平成27年8月3日

会議の名称	第3回滞納ZEROプロジェクト会議
日時	平成27年8月3日(月) 午前9時00分～午前10時45分
場所	市役所 4階 第一委員会室
出席者職氏名	<p>【チームリーダー等】(※進行者)</p> <p>収税課長: 芦野課長 ※リーダー: 市ノ瀬主幹 サブリーダー: 佐々木主幹</p> <p>【収税課】 間船主事</p> <p>【高齢者ふれあい課】 増田主査、平床主任</p> <p>【福祉課】 飯田主任</p> <p>【子育て支援課】 一杉主査</p> <p>【建築課】 成田主幹</p> <p>【教育総務課】 富澤主幹</p> <p>【上下水道総務課】 谷岡主査</p> <p style="text-align: right;">(計 11人)</p>
議題	<p>1.各課の現行フローについて</p> <p>2. 次回までの課題について</p>
結果等	<p>1. 各課の現行フローについて</p> <p>【収税課】 ※市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 期限内納付が確認できなければ、一次催告として督促状の送付を実施。二次催告としてコールセンターによる架電及び催告書送付、その後も納付がなければ電話催告と文書催告を繰り返し行っている。 督促状送付以降は財産調査や差押も並行して実施。場合によっては本人の誓約のもと、分割納付で対応することも有り得る。 また調査の結果、①納付不能②所在不明③財産不明等の状況が確認できた場合には、滞納処分の執行停止による不納欠損も実施。</p> <p>【高齢者ふれあい課】 ※介護保険料、後期高齢者医療保険料 (介) 財産調査、差押以外の基本的なフローは収税課と同様。</p>

(後期) 納付が確認できない場合、広域連合からの候補者リストをもとに、呼出状の発送や電話催告を実施。最終的には短期証(有効期限4ヶ月)の発行で対応している状況。

25年度からは広域連合指示のもと財産調査を実施しているが、殆どが不納欠損となっている。

【子育て支援課】 ※保育園入園児童保護者負担金

20名程度の対象者に絞り、夜間電話催告を実施(年に2, 3回。)

また、延滞金については徴収していない状況。条例に定めがないと徴収できないのか、システムに延滞金を導入できるのかの2点を次回までに確認する。

【福祉課】 ※生活保護法第78条返還金

担当ケースワーカーとのやり取りをもとに、返還方法や金額等を課内で決定している。返還方法については、納付書払等がある。

【教育総務課】 ※入学資金貸付金

文書での納付催促については現年分は年度末に、過年分は6月頃と年度末に実施している。電話催促も指定期日(1カ月くらいの猶予)を設けて実施。

遅延損害金については現在徴収していない。次回までに、他市の遅延損害金に関する状況を確認する。

【建築課】※市営住宅家賃

初めに滞納している方ご本人へ納付催促。それでも納付がなければ、連帯保証人の方へ催促。最終的には敷金にて滞納分を精算後、明け渡し相談→明け渡し請求(家賃3ヶ月滞納で権利発生)の流れ。

【上下水道総務課】 ※上下水道料金

毎月、督促状を送付。それでも納付がなければ、 停水予告通知を発送。

2. 次回までの課題について

今回は、納付催促文書(督促状や催告書等)を各課持ち寄り、全体で確認する。

次 回	日 時	平成27年8月27日(木) 9時30分～
	場 所	市役所 2階 201会議室